

第19回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年3月25日（金）午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 西越地区農村環境改善センター 和室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員（5人）

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男
山田 裕

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

7 会議の概要

事務局 ただいまから第19回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議 長 それでは、3番 森山委員、5番 岡田委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局長の矢島課長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告は特段ありませんので議事に入りたいと思います。

議 長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、3件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 本案件は全て合意解約であり、番号1、2については、中間管理権です。
なお、解約後の現地では、ホールクロップサイレージを実施予定とのことです。番号3については、この後の議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請にて説明します。
説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。議案書2ページからご覧ください。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2件の申請がありました。

申請地は、先ほど報告第1号にて報告された合意解約の農地ですが、割田と

なっており、譲受人が利用権設定により耕作をしておりました。このことから、双方で話し合いを行い、譲受人が農地を取得する運びとなりました。

なお、譲受人については、地域の中心経営体として長年農業を営んでおります。農地法第3条の許可要件（判断基準）として、面積要件についての基準を満たしているほか、申請書類及び聞き取り等から全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について、満たしており、本案件は判断基準からみて許可相当と思われまます。

続きまして、番号2について説明いたします。

本案件につきましては、町事業の地域おこし協力隊の活動場所として使用貸借権を設定し、農地を借りる内容です。取り組みとしては、当該申請地を活用し、農業体験等を通して関係交流人口の増加を目指すものとなっております。

また、設定期間は1年となっておりますが、1年後に更新を予定しているとのことです。

判断基準としては、本来、農地所有適格法人以外の法人は解除条件付の使用貸借権又は賃貸借の場合及び政令で定める相当の事由がある場合を除き、許可できないこととされていますが、例外規定の政令に定める相当の事由として、農地法施行令第2条第1項1号ロより、「地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められること。」とあることから、今回の場合は、町の公的な事業である地域おこし協力隊の活動として、農地の利活用に伴う関係人口の増加を目指すことが目的とされており、一般の町内外の方や地域住民の方が参加して行われる点からも公用に該当すると判断され、許可相当と思われまます。

説明は以上です。

議 長 　　ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議 長 　　ご異議がないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 　　続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてですが、本案件については、〇〇推進委員に関する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に準じて、当該議案番号の審議終了まで退席を求めます。

—〇〇推進委員が退室される—

議 長 それでは、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号について説明します。議案書3ページをご覧ください。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

当該申請地には転用許可不要の農作業小屋が建てられており、農業機械や資材等が保管されておりました。

申請書及び譲受人からの聞き取りによりますと、令和4年より〇〇生産組合が耕作していた農地を大字〇〇の〇〇〇〇氏が耕作することになったことから、農機具小屋として利用することがなくなるため、譲渡人及び譲受人、双方で話し合った結果、今後は譲受人の作業所兼車庫として利用したい旨の申し出があり、転用申請が提出されました。

判断基準から見た当該地番は農用地区域外であり、第2種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。

説明は以上です。

議 長 本案件につきまして、担当地区の委員は現地の状況等を補足説明がありましたら説明をお願いします。

2 番 3月7日(月)に現地確認をしてまいりました。現地は議事資料の写真のとおりとなっております。事務局からの説明のとおり、現地には農機具や農業用資材が置かれていました。許可に関して特段の影響はないと思われま

す。また、申請地につきましては、農用地区域外の生産性の低い第2種農地のうち、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われま

す。説明は以上です。

議 長 本案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 ここで〇〇推進委員の除せきを解きます。

—〇〇推進委員が入室される—

議 長 退席された委員に報告します。議案第2号につきましては許可されました。

議 長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号について説明します。議案書4ページからご覧ください。
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権の再設定が9件、新規設定8件となっております。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第1号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。
説明は以上です。審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第3号は原案のとおり許可いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第19回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和4年3月25日

議 長 ⑩

議事録署名委員
3 番 ⑩

議事録署名委員
5 番 ⑩